

平成 30 年 2 月 13 日

公益財団法人全国法人会総連合 御中

国 税 庁
中 小 企 業 庁

消費税の軽減税率制度の広報・周知等へのご協力をお願い
(協力依頼)

平素から、税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日から、消費税率の引上げと併せて軽減税率制度が実施されることに伴い、関係府省庁が連携して軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組を推進しているところです。

軽減税率制度は、飲食料品等を取り扱う事業者の方だけでなく、消費税の納税義務のない免税事業者を含め、多くの事業者の方に関係いたしますので、会員事業者の皆様が円滑に準備を進めていただくことは、ひいては貴総連合のご発展にも資するものと存じます。

つきましては、下記の説明会等の開催へのご協力及び周知・広報施策等につきまして、貴総連合の格別のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1. 説明会等の開催へのご協力

(1) 各団体主催の説明会の開催へのご協力

貴総連合及び傘下の各会におかれては、別紙 1 「消費税軽減税率制度等説明会の開催要領」により、事業者の皆様に対する説明会の開催をご検討いただきますようお願いいたします。

また、この軽減税率制度は、あらゆる事業者に関わる制度であり、これに関する説明会の開催は、高い公益性を有するものと思われまますので、説明会の開催をご検討いただく際には、可能な限り、会員以外の事業者の皆様にも開かれた説明会としていただくこともご検討いただければ幸いです。

説明会の開催に当たりましては、ご要望に基づき、税務署より軽減税率制度に関する説明講師を派遣させていただきますので、ご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、事業者支援措置に関する説明については、中小企業庁より講師を派遣し説明を行うこともできますので、ご要望がございましたら税務署までご相談ください。

[参考]

- ・ 消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置 (補助金等) 説明会への講師派遣 (中小企業庁)

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2017/171117zeiritu.htm>

(2) 総会等における説明へのご協力

国税庁、国税局及び税務署では、事業者団体及びその傘下の各団体の総会や研修会など、事業者の皆様が参加される会議においても、団体からのご要望に基づき、職員を派遣し、軽減税率制度の説明を行わせていただきますので、講師派遣のご要望がございましたら、ご連絡をいただきますようお願いいたします。

(3) 傘下団体への協力依頼

今後、上記(1)・(2)と同様の依頼を、国税局及び税務署から貴総連合傘下の各会(都道府県単位や支部単位)に依頼させていただくこととしておりますので、傘下の各会においても、国税局及び税務署から依頼がありましたら、ご協力をいただけますようお願いいたします。

2. 説明会の開催日程及び相談窓口の案内へのご協力

貴総連合及び傘下の各会におかれては、会員事業者の皆様に対して、税務署等が開催する説明会の日程〔参考1〕の周知にご協力をお願いいたします。また、傘下の各会及び会員事業者の皆様から各種の相談等がある場合には、国の相談窓口〔参考2〕をご紹介しますようお願いいたします。

[参考1：説明会の日程]

- 消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧【国税庁】
<https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/06.htm>
(国税庁のホームページは平成30年3月末に改定を予定しており、改定後は特設サイトのアドレスが変更される可能性があることにご注意ください。)

[参考2：国の相談窓口]

- 軽減税率制度の内容に関する相談【国税庁】
 - ・ 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
0570-030-456（ナビダイヤル）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）
 - ・ 最寄り（又は所轄）の税務署（電話相談センター）
※音声ガイダンスに沿って「3」を選択
（受付時間）8:30～17:00（土・日・祝除く）
- レジ導入・システム改修等の支援に関する相談
軽減税率対策補助金事務局コールセンター【軽減税率対策補助金事務局】
0570-081-222（ナビダイヤル）
03-6627-1317（IP電話用）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）
- 消費税の転嫁等に関する相談や軽減税率制度の概要に関する問合せ
消費税価格転嫁等総合相談センター【内閣府】
0570-200-123（ナビダイヤル）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）

3. 会員事業者に対する周知・広報施策へのご協力

(1) インターネットを通じた広報へのご協力

貴総連合及び傘下の各会のホームページにおいて、国のホームページ特設サイトへのリンク・バナーの掲載に引き続きご協力をお願いいたします。

[軽減税率制度関係の政府ホームページ特設サイト]

- ・ 特集-消費税の軽減税率制度（政府広報オンライン）
https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen_zeiritsu/index.html
- ・ 消費税の軽減税率制度について（国税庁）
<https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>
（国税庁のホームページは平成30年3月に改定を予定しており、改訂後は当ページのアドレスが変更される可能性があることにご注意ください。）
- ・ 軽減税率対策補助金（軽減税率対策補助金事務局）
<http://kzt-hojo.jp/>

(2) 会員事業者に対する広報資料配布へのご協力

軽減税率制度の内容及び中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する周知・広報のため、傘下の各会及び会員事業者の皆様に対して、関係府省庁が作成した各種パンフレット等の広報資料の配布にご協力をお願いいたします。

[参考]

- ・ 国税庁作成リーフレット「平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます」（別紙2）
国税庁ホームページ（国税庁）
<https://www.nta.go.jp/>

4. その他

軽減税率制度の円滑な実施に向け、事業者の皆様への制度理解等が進んでいることを検証するため、上記1・2の説明会においてアンケートを実施させていただく場合があります。当該アンケートの実施に当たりましては、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。